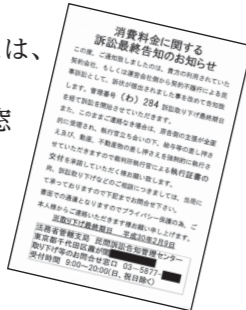


**05** 消費者力UP! 通信  
 総務課 消費生活相談窓口 ☎964-4400

**相談事例** 法務省管轄支局訴訟最終告知通達センターと称する事業者から「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という内容のハガキが届いた。契約不履行のため連絡するようにと書かれているが心当たりのない。どのように対処すればよいだろうか。

- アドバイス**
- ・上記のような事業者は実態がなく、法務省とも一切関係ありません。
  - ・正式な裁判手続きの通知がハガキで来ることはありません。
  - ・ハガキに記載された電話番号には、絶対に電話しないでください。
  - ・不安を感じたら、消費生活相談窓口にご相談しましょう。



消費者ホットライン **188** (嫌や! イヤヤ!)  
 相談受付: 9時~17時  
 毎週月曜、第2・4金曜日は、専門相談員が対応

**04** 安全協会みなみ  
 松山南交通安全協会 ☎958-6558

**ストップ! 飲酒運転!**

飲酒運転による交通事故はまだまだ後を絶ちません。飲酒運転の根絶に向け、一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い意志を持ち、その危険性や罪の重さを深く認識して、社会全体で飲酒運転を許さない環境をつくりましょう。

お酒を飲んで一晩寝て「酔いが醒めたつもり」になっていませんか? アルコールの摂取量によっては翌日までに体内で分解されず飲酒運転になる可能性があります。飲酒量や飲酒終了時間に注意し、翌日の運転は控えるなどの対策をとりましょう。



**06** 平成31年度放課後児童クラブの入会児童を募集します  
 保育幼稚園課 子育て支援係 ☎964-4484

放課後児童クラブへの加入を希望される方は、期間内に申請書を提出してください。なお、定員等により加入できない場合がありますので、ご了承ください。  
 ※育児休業明けなど年度途中の加入や長期休暇のみの利用の方も、期間内に申請してください。

- ▶**対象児童** 小学校1年生~6年生
- ①昼間保護者が就労等の理由により家庭に不在であり、家庭内で監護できない児童
  - ②家庭内に傷病人等があり、家庭内で監護できない児童 など

- ▶**対象児童クラブ**
- 北吉井あおい組(北吉井小) ●南吉井すみれ組(南吉井小) ●南吉井たんぼ組(南吉井小)
  - 拝志ひまわりクラブ(拝志小) ●川上くすのき児童クラブ(川上小) ●上林ささゆりクラブ(上林小)
  - 東谷さくら児童クラブ(東谷小) ●西谷みどり児童クラブ(西谷小)

- ▶**受入実施開始日** 平成31年4月1日から
- ▶**申請方法**  
 保育幼稚園課、各児童クラブ、各小学校、市HPにある加入申請書等に必要事項を記入のうえ、提出してください。
- ▶**提出書類** 加入申請書、勤務証明書、指数表、利用料減額・免除申出書(必要な方のみ)
- ▶**受付期間** 12月20日(木)まで(土日祝日を除く) ※期限厳守
- ▶**提出先** 東温市教育委員会保育幼稚園課または各児童クラブ



**02** ねんきんネットで簡単に年金記録の確認ができます

「ねんきんネット」とは、年金加入者や受給者がインターネットでいつでも手軽に年金記録を確認できるサービスです。スマートフォンにも一部対応していますので、この機会にぜひご利用ください。

- ~「ねんきんネット」でできること~
- ・これまでの年金記録に漏れや誤りがないか確認
  - ・将来受け取る年金の見込額を試算
  - ・「ねんきん定期便」の閲覧
  - ・過去の年金支払いに関する通知書を確認
  - ・日本年金機構に提出する一部の書類をパソコンで作成・印刷
- ※「ねんきんネット」を利用するには、ご利用登録が必要です。ご利用登録の際には、基礎年金番号、メールアドレスが必要です。

お問い合わせの際は、基礎年金番号をご用意ください。

松山東年金事務所 ☎946-2146  
 東温市市民課 ☎964-4471  
 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書についての照会先  
 <ねんきんネット等専用ダイヤル>  
 ☎0570-058-555

**01** 11月11日は介護の日  
 自宅で介護をされているご家族を支援します  
 長寿介護課 高齢福祉係 ☎964-4408

介護をしているご家族を労うことを目的に「ねたきり老人等介護手当支給事業」を実施しています。該当になると思われる方は、お問い合わせください。

- ▶**対象者** ねたきりの状態または重度の認知症の症状が6か月以上継続、または継続すると見込まれる65歳以上の人を在宅で介護されている人
- ▶**支給額** 住民税課税世帯 5,000円/月  
 住民税非課税世帯 10,000円/月(毎年見直し)
- ▶**支給方法** 介護状況を調査し、4・8・12月に各前月分までを支給します。



**03** 平成31年度校区外就学申込者を募集します  
 〒791-0292 東温市見奈良530番地1 東温市教育委員会 学校教育課 学事係  
 ☎964-4420 FAX 964-4449 E-mail gakkokyoiku@city.toon.ehime.jp

就学する小学校は、住所に基づいて決定されますが、「指定の小学校よりも小規模な小学校へ就学したい」という希望がある場合には、上林小学校・東谷小学校・西谷小学校への就学を選択できる「校区外就学制度」を利用することができます。平成31年4月からの入学・転入に係る校区外就学を希望する方はお申込みください。

- ▶**対象児童** ①~③の要件全てを満たす児童
- ①市内に住所を有し、就学中または就学予定の学校が上林・東谷・西谷小学校以外
  - ②少なくとも1年以上は校区外就学を続けることが可能
  - ③保護者の送迎で通学可能
- ▶**申込方法** 11月1日(木)から30日(金)までに、申込書をメール・FAX・郵送等により提出してください。  
 ※申込書はHPからダウンロードできます。





「未来へと 命を繋ぐ 189 (いちはやく)」

全国の児童相談所への相談件数が年々増加しており、児童虐待は社会全体として取り組むべき重要な課題です。東温市では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備に取り組んでいます。警察署、保健所、民生委員、人権擁護委員などで構成する東温市要保護児童対策地域協議会での協議をはじめ、関係機関と連携して児童虐待の防止と早期発見・対応に努めています。

虐待の種類は 児童虐待には、次の4種類があります。これらは、単独で起きるわけではなく、重複していることがあります。
《身体的虐待》 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる など
《性的虐待》 子どもへの性的行為の強要、ポルノグラフィの被写体にする など
《ネグレクト》 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
《心理的虐待》 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

児童虐待かも と思ったら

いちはやく 189番へ

虐待と思われる事実を知ったときには通報してください。子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずに相談してください。

東温市子育て相談窓口 ☎964-4450 教育委員会 保育幼稚園課 ☎964-4484



もが苦痛を感じていれば「虐待」となります。

タウンミーティング通信

狭い道でも ゆとりもつ。 守ろう交通ルール

8月31日、南方東地区で行われたタウンミーティングで、「住宅の密集した見通しの狭い道が、市内各地区に多くあります。自動車をよく運転する人たちへ、交通安全を良くするよう啓発できませぬか」と意見が出されました。東温市では、児童・生徒へは学校での交通安全教室、高齢者へはセーフティアドバイザーによる個別訪問を行い、交通安全に関するアドバイスをしていますが、一番大事なのは、車を運転するドライバーの交通ルールの遵守です。

東温市では交通安全計画を策定し、交通事故のないまちの実現を目指して取り組んでいます。ドライバーの皆さん、「自分には関係ない」と思っていないですか？自動車での命を奪う「加害者」にならないために、常にゆとりを持って運転を行ってください。「車の速さが自分の強さ」「早い運転が格好いい」「急いでいるから」は、全て一人よがりです。少しの心の隙が事故の元になり、命を落とす凶器になるということを、決して忘れないでください。

WARNING!! こんなとき気をつけましょう!

通り慣れた道路では、警戒心が乏しくなるため、安全を確かめないで運転してしまいがちです。



- いつもの道でもどこでも安全をしっかり確認して運転する習慣を身につけましょう。
●普段通勤・通学する道路で危険箇所がないか、家族で話し合しましょう。



07 11月～12月は『税』の滞納整理強化期間です 税務課 収納管理係 ☎964-4403

県内全市町・愛媛県・愛媛地方税滞納整理機構では、税の公平・公正を確保するため、11月と12月を「市町村税・県税 一斉滞納整理強化期間」と定め、積極的に滞納整理を実施します。現在、税金に未納がある方は、差押などの滞納処分を受けることにならないよう、速やかに納付してください。また、病気や失業など、やむを得ない事情により一括納付が困難な方は、早めに納付相談にお越しください。

▶期間 11月1日～12月31日

▶取組内容 ・催告書送付・滞納処分(差押・タイヤロック・搜索)・納付相談 ※納付相談は、12月28日(金)まで

▶納付相談の注意点

- 毎月どのくらい納付ができるかなど、事前に滞納解消に向けた納付計画を立てて、納付相談にお越しください。
○住宅や車のローンは、ご自身の財産を取得するための要因ですので、滞納理由として判断しておりません。



タイヤロックの例

Advertisement for tax delinquency enforcement with a cartoon bear mascot and text: 滞納処分強化中 市町村税・県税 一斉滞納整理強化期間 11月1日～12月31日

差押不動産の合同公売会を実施します

不動産公売とは、税金に滞納があり差押を行った不動産を、入札によって売却し、売却代金を税金の滞納に充てるものです。

▶日時 12月5日(水) 13時～ ▶場所 愛媛県中予地方局 7階 大会議室

☎ 愛媛地方税滞納整理機構 ☎913-5800 愛媛県特別滞納整理班 ☎909-8390 高松国税局 ☎087-831-3111

※お問い合わせは11月5日以降にお願いします。

08 平成30年分年末調整説明会及び消費税の軽減税率制度説明会 税務課 市民税係 ☎964-4403

年末調整説明会及び消費税の軽減税率制度説明会を次のとおり開催します。

平成30年分年末調整説明会及び消費税の軽減税率制度説明会日程表【松山税務署】

Table with 8 columns: 開催日, 開催時間, 説明会区分, 開催会場, 開催日, 開催時間, 説明会区分, 開催会場. It lists dates and times for tax adjustment and reduced consumption tax rate explanation sessions across various venues.

※ご都合の良い会場にお越しください。できるだけ公共交通機関を利用するようお願いします。

国税庁のホームページのご利用を!

国税に関するよくある質問(タックスアンサー)や申告手続き、路線価図、通達等豊富な内容を掲載しておりますので、是非ご利用ください。 [国税庁] [検索]